

横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則

制 定 平成 15 年 11 月 14 日局長決裁
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 局長決裁

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、横浜市水道局電気工作物保安規程（平成 15 年 11 月水道局達第 10 号。以下「規程」という。）に基づき、実施について必要な事項を定めるものとする。

(保安管理組織の運用)

第2条 規程第2条に基づく電気工作物の保安管理組織の運用は、別紙のとおりとする。

(用語の定義)

第3条 規程及びこの細則における用語の定義は以下のとおりとする。

総括管理者	水道技術管理者をいい、電気工作物の保安に係る事務を総括管理する。
副総括管理者	浄水部長及び施設部長をいい、総括管理者を補佐する。 ただし、総括管理者に該当する者は、これを除く。
施設管理者	規程第8条第1項に規定する組織の長で、設備課長、浄水場長、施設整備課長、工業用水課長をいい、規程第8条第2項に規定する保安担当職員を指揮監督する。
主任技術者	浄水部の係長級以上の技術職員から水道事業管理者が選任した者をいい、総括管理者を補佐し、法令及び規程等に定める電気工作物の保安の監督に係る事務を処理する。
主任技術者代行者	浄水部の係長級以上の技術職員から水道事業管理者が選任した者をいい、主任技術者に事故があるとき、又は主任技術者が欠けたときは、その職務を代行するものとする。
電気主任	原則として、設備課は設備監理係長、浄水場は浄水維持係長、施設整備課は職員のうち電気職の技術職員で、水道事業管理者が選任した者をいい、規程等に定めるところにより、主任技術者の職務を補佐する。
保安担当係長	浄水維持係及びこれに準ずる係の係長をいい、施設管理者のもとに設備を担当し、規程及び細則等に従い設備の維持、運用に当たる。
保安担当職員	浄水維持係及びこれに準ずる係の職員をいい、施設管理者のもとに設備を担当し、規程及び細則等に従い設備の維持、運用に当たる。
作業責任者	電気工作物の保安業務の作業に当たり保安担当職員を指揮監督とともに、電気主任を補佐する。

電気主任会議	各施設の電気工作物の保安業務における情報交換を行い、円滑な工事、維持及び運用を図ることを目的として設置する。
事務局	電気工作物の保安に係る日常的な事務及び電気主任会議等を運営する事務局を設備課に設置する。

(法令及び規程の遵守)

第4条 保安担当職員は電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)、その他関係法令を遵守し、電気工作物についての作業(以下「作業」という。)に当たっては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等に従って行わなければならない。

(職員の職務)

第5条 規程第8条第2項に規定する職員は、主任技術者及び電気主任の職務を補佐しなければならない。

(電気主任会議)

第6条 電気主任会議は主任技術者が主催し、主任技術者代行者、電気主任及び保安担当職員で構成され、原則として毎年1回以上開催する。

2 事務局は浄水部設備課設備監理係におき、事務局長は設備課の電気主任とする。事務局は会議開催及び議事録、情報伝達、資料保管などの事務を担当する。

第2章 保安管理

(計画の実施)

第7条 施設管理者は、保安の業務を行うに当たって、横浜市水道局電気工作物保安規程実施要綱(平成15年11月14日局長決裁)第5条第1項に規定する基準に基づき、あらかじめ電気主任の意見を求めて、年度実施計画及び作業報告書を作成する。電気主任は主任技術者に報告する。

(報告及び記録の保存)

第8条 施設管理者は、前条の保安管理業務を実施したときは、電気工作物に係る作業報告書を作成し、横浜市水道局行政文書取扱規程(平成17年3月水道局達第4号)の定めるところにより保存しなければならない。

第9条 電気工作物の所管、概要及び規程第24条に規定する責任分界点は当該施設を担当する電気主任が電気工作物カードに記載して保管する。

2 電気主任は、前項に定める電気工作物カードを事務局へ提出するものとし、提出を受けた事務局は、これを保管する。

3 第1項及び前項に定める保管に係る期間は、当該施設の存続期間とする。

第3章 工事

(工事の計画)

第10条 施設管理者は、その所管する施設の電気工作物の設置、変更及び修繕等の工事計画の立案にあたっては、所属の電気主任に意見を求めるものとする。

2 電気主任は、前項に定める工事計画の立案に当たって意見を求められた場合は、速やかに検討し、必要により主任技術者と協議のうえ意見を述べなければならない。

(工事の施工)

第11条 施設管理者は、その所属する施設の電気工作物に係る工事を施工するに当たっては、所属の電気主任の意見を求めるものとする。

2 電気工作物に係る請負工事の監督員(以下「監督員」という。)は、遅滞なく施工計画書を受け取り、工事内容、方法、工程表及び保安組織等を明確にして電気主任に報告しなければならない。

3 監督員は、停電を伴う工事の施工にあたっては、請負人と作業範囲、手順(操作)の区分及び責任区分を協議により明確にし、安全確認チェックシート(様式-7)により現場確認を実施し、電

気主任の承諾を得なければならない。

- 4 施設管理者は、その所管する電気工作物における高圧盤の鍵の貸出しへは原則、現場代理人又は現場代理人が書面にて指定した作業員に限定すること。

第4章 作業心得

(作業心得の遵守)

第12条 電気工作物の作業に従事する職員（以下「作業者」という。）は、当該施設の受電系統、構内配電系統、負荷設備の状況、操作回路、機器の構造、動作特性、作業範囲、手順（操作）の区分及び責任区分等について十分理解し、この章に定める作業心得を遵守し、作業の安全を図らなければならない。

(請負人への周知)

第13条 監督員は事前に作業心得を請負人に周知しなければならない。

(作業安全チェックシート)

第14条 作業責任者は作業に際して、作業安全チェックシート（様式－1）により、安全を確保しなければならない。

(防護具等の保管)

第15条 施設管理者は電気用ゴム手袋、絶縁ゴム板、検電器、フック棒等は絶縁劣化の恐れのないように所定の場所に保管し、定期的に点検しなければならない。

(停電作業の原則)

第16条 原則として作業は停電させて行う。

- 2 高圧及び特別高圧の活線及び活線近接作業は原則として行わない。

- 3 停電作業を行う場合は、あらかじめ作業計画書（様式－2）により、作業責任者は施設管理者の承諾を得なければならない。ただし、軽易な停電作業等、電気主任が作業に伴う感電その他の危険性がなく不要と認めた場合はその限りではない。

- 4 業務上やむをえず活線及び活線近接作業を行う必要がある場合は、主任技術者と施設管理者の承諾を得なければならない。

(作業に関する承諾)

第17条 作業は、電気主任の承諾がなければ行ってはならない。ただし、保安を確保するためなど、緊急を要する場合はこの限りではない。

(停電の範囲及び時間)

第18条 作業に伴い停電をする必要があるときは、その範囲及び時間工程を明確にし、誤操作等により事故が発生しないよう十分注意しなければならない。

(停電の承諾)

第19条 作業のため停電する必要があるときは、作業責任者は、作業開始前に停電作業承諾願（様式－3）を提出し、施設管理者及び電気主任の承諾を得なければならない。

(停電作業開始時の説明等)

第20条 停電して作業を開始するにあたっては、電気主任又は作業責任者は、作業人員、作業服装及び作業者の健康状態等を点検するとともに、停電予定時間、作業用電源、遮断・断路箇所、短絡・接地箇所、作業内容及び作業手順について作業者に十分説明しなければならない。

- 2 作業者は、前項の説明を十分理解してから作業に着手しなければならない。

(部分停電の作業)

第21条 高圧の一部を停電して作業する場合にあっては、作業責任者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 作業者の健康状態等に注意すること。
- (2) 死線部分及び活線部分の区別について、特に入念な説明を行うこと。
- (3) 充電危険区域に対する施錠の確認、危険表示板、防護柵等を設けること。
- (4) 関係者以外の立入禁止の措置を行うこと。
- (5) 近接及び低圧活線作業では絶縁保護具、活線作業用具を着用させること。

(停電作業開始時の安全措置)

第22条 作業に伴い、停電する必要があるときは、作業責任者が開路を確認し、当該開閉器には、「作業中投入禁止」等の表示板並びに投入防止ガードを取り付け、施錠しなければならない。

- 2 作業責任者は、検電により作業対象電路が無電圧であることを確認し、特に高圧等の開放電路については、確実に短絡接地が取り付けられていることを確認しなければならない。

(目的外作業の禁止)

第23条 監督員又は作業責任者は、安全の確保、確認に専念し、自ら作業をしてはならない。

- 2 作業者は、停電作業中、作業責任者の承諾を受けないで、停電した目的と異なる作業をしてはならない。

(作業終了時の安全措置)

第24条 作業責任者は、作業者から作業終了時の報告を受けたときは、作業のあとを確認するとともに作業の終了、材料及び工具の置き忘れの有無、あと片付けの状況等について点検しなければならない。

- 2 作業責任者は、前項の確認をしたときは、作業者を集合させ、短絡接地を取り外し、各部の絶縁試験等を実施して異常のないことを確認しなければならない。
- 3 作業責任者は、前項の確認をしたときは、表示板又は施錠を取り外して、受電操作を行うものとする。
- 4 前項の受電後、作業責任者は計器の指示、相回転、電路各部の状態等を入念に監視して異常のないことを確認し、順次負荷を投入して作業を完了するものとする。

第5章 運転操作の基準

(設備内容の理解等)

第25条 電気工作物の運転操作に従事する職員（以下「操作員」という。）は、常に当該施設の受電系統、構内配電系統、負荷設備の状況、操作回路、機器の構造及び動作特性等について十分理解し、日常の運転操作及び非常の際ににおける措置に誤りのないようしなければならない。

- 2 電気工作物の運転操作に必要な図面等は、常に整備しておかなければならない。
(確実な操作、連絡等)

第26条 操作員は関係者間の連絡、打合わせ、引継ぎ等は確実に行い、言語の誤認等による誤操作等のないようにしなければならない。

(受電操作前の確認)

第27条 監督員又は作業責任者は、設備に受電する場合、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 初めて受電する場合

- ア 受電設備の外部点検を行うとともに材料工具等の置き忘れのないこと。
- イ 関係者との連絡
- ウ 受電用遮断器の内部点検結果の良否
- エ 変圧器の使用タップの適否
- オ 絶縁抵抗、接地抵抗の測定結果及び絶縁耐力試験の良否
- カ 緊急停止装置の動作試験及び遮断器の動作試験の良否
- キ 表示等、故障表示装置等の表示及び計器指示の良否
- ク 緊急停止装置のタップ及びレバーの整定の適否
- ケ 配電及び負荷設備の点検試験結果の良否
- コ その他

(2) 改修を行った電路、相当期間停止し開放されていた電路及び負荷設備に通電する場合、当該部分について、前項(1)における必要な項目。

(受電操作の順序)

第28条 受電及び通電の操作（特別高圧の場合を除く。以下同じ。）は、次の順序により行わなければならない。

- (1) 前条の規定による受電操作前の確認
- (2) 引込開閉器の投入確認
- (3) 検電器による受電の確認
- (4) 断路器の投入
- (5) 計器指示、表示灯等の状態が正常なこと及び機器に異音、異臭等のないことを確認
- (6) 受電用遮断器の投入
- (7) 配電用断路器の投入
- (8) 配線用遮断器の投入
- (9) 配電回路における計器指示、表示灯等の状態の正常なこと、及び異音、異臭のないことを確認
- (10) 全配電回路に異常のないときは、順次負荷し、相回転、負荷状態の正常なことを確認

(停電操作前の確認)

第 29 条 監督員又は作業責任者は、停電するとき次の事項について確認しなければならない。また、作業者は作業責任者以外の者の指示に従って機器の操作をしてはならない。

- (1) 停電する目的、停電予定時間及び停電の範囲
- (2) 作業人員
- (3) 関係者との連絡
- (4) 安全対策

(停電操作の順序)

第 30 条 停電の操作は次の順序により行わなければならない。

- (1) 前条の規定による停電操作前の確認
- (2) 負荷の停止及び負荷回路の開放
- (3) 配線遮断器及びコンデンサ用遮断器の開放
- (4) 配電用断路器の開放
- (5) 受電用遮断器の開放
- (6) 受電用断路器の開放
- (7) 必要により引込用開閉器の開放の確認
- (8) 残留電荷の放電及び短絡、接地の取付け
- (9) 投入禁止表示板の取付け又は施錠

(電動機等の一般的留意事項)

第 31 条 電動機を初期及び相当期間停止後運転する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 絶縁抵抗及び接地抵抗の良否
- (2) 各部の締付け状況
- (3) 保護継電器のタップ及びレバーの整定の適否
- (4) オイルゲージの指示の適否
- (5) スリップリング及びブラシの状態
- (6) 負荷状態
- (7) 相回転
- (8) 起動条件
- (9) その他

(受電遮断器作動時の措置)

第 32 条 受電用遮断器が自動遮断した場合は、次の措置を取らなければならない。

- (1) 故障表示等により関連があると思われるすべての配電用遮断器を開閉し、直ちに原因を調査すること。
- (2) 低電圧回路による自動遮断と想定される場合は、その系統が水運用等に支障がない場合のみ、電圧が回復後に再投入し負荷状況等を考慮しながら、順次に配電用遮断器を投入すること。
- (3) 地絡、短絡その他重大な事故が発生していると考えられる場合は関連する全開閉器を開閉して原因を調査すること。調査の結果、原因が明らかな場合は当該箇所を切り離して運転すること。
- (4) 原因が究明できない場合は電気主任に直ちに連絡のうえ必要な指示を受けることとし、安易な再投入はしてはならない。

(配電用遮断器作動時の措置)

第 33 条 配電用等の遮断器が自動遮断した場合は、次の措置を取らなければならない。

- (1) 自動遮断したときは、故障表示等により直ちに原因を調査すること。
- (2) 地絡、短絡その他重大な事故が発生していると考えられる場合は、再投入しないこと。
- (3) 過電圧、低電圧その他再投入が可能と考えられる原因により自動遮断したときは、1回限り再投入し異常がなければそのまま送電を継続すること。
- (4) 再投入ができず、又は重大な事故が発生していると考えられる場合は、関連する全開閉器を開閉して原因を調査するとともに電気主任に連絡する。

(災害時の予防措置)

第 34 条 風雨、寒冷、地震、火災時等その他の場合で災害が発生する恐れのあるときは、巡回、点検を密にし、設備の被害を最小限にしなければならない。

(電気工作物の使用を相当期間停止する場合の措置)

第 35 条 電気工作物の使用を相当期間停止するため停電した場合は、電源に最も近い開閉器に「投入禁止」等の表示板を取り付け、必要により施錠しなければならない。

第6章 記録

(記録等の保存)

第36条 規程第22条の記録及び同第23条の書類（以下「記録等」という。）の保存期間は、次に定めるところによる。

(1) 完成図書（補修工事を含む。）	当該施設の存続期間
(2) 設備台帳	当該施設の存続期間
(3) 巡視、点検及び測定記録	3年
(4) 運転及び操作記録	3年
(5) 事故及び災害記録	当該施設の存続期間
(6) その他必要な記録	1年
(7) 関係官庁及び電気事業者等への申請並びに届出書類	当該施設の存続期間

(記録様式及び保管)

第37条 前条にあげた記録等の作成、様式及び保管方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 前条各号の様式は別に定めることとし、施設管理者が保管する。
- (2) 前条第7号のうち、関係官庁への申請及び届出は、当該施設を担当する電気主任が作成し、事務局と協議し、主任技術者の承諾を得て行う。

第7章 防災体制

(防災体制)

第38条 事故発生及び地震等の災害への対応は次のとおりとする。

- (1) 事故発生に備えて緊急時連絡体制を各施設の見やすいところに掲示しておくものとする。また、工事においては請負人の安全管理組織を掲示しておくこと。
- (2) 防災体制は、水道局防災計画及びマニュアル等による。

第8章 雜則

(突発停電等の対応)

第39条 計画停電によらない突発的な停電の場合には、電気主任は別に定めた電力会社との情報連絡体制表に基づき連絡をとるとともに、再送電の状況、支障の範囲などに応じて主任技術者及び施設管理者と協議し、臨機の措置をとることとする。主任技術者及び施設管理者は保安担当職員に電力会社との情報連絡体制表に基づく緊急連絡先の周知をしておくものとする。

(事故等の報告)

第40条 電気主任は、電気工作物に重大な事故又は故障が発生した場合は、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに主任技術者及び施設管理者に事故報告書（様式-4）により報告しなければならない。また、波及事故等の電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条にあげる事故については、主任技術者は電気事故速報を電気主任と協議して、所定の様式にて24時間以内に行わなければならない。

(需給契約の変更等の報告)

第41条 電気主任は、電気需給契約等を変更するときは、主任技術者にその旨を報告しなければならない。

(特別高圧及び特殊機器の特則)

第42条 特別高圧及び特殊な機器については、受電室等の運転操作、自動遮断時の措置、記録の様式、その他特別の定めがあるときはその定めによる。ただし、実施細則として主任技術者の承諾を受けるものとする。

(工事用電力の供給)

第43条 工事等により電気工作物から電力の供給を受けようとするものは、工事等電気使用許可申請書（様式-5）により、施設管理者に申請しなければならない。

2 前項により申請を受けた施設管理者は電気主任と協議し、供給の是非及び条件を決定し、工事等電気使用通知書（様式-6）により通知しなければならない。

(その他危険作業)

第44条 酸素欠乏、高所作業等については関係法令に則り必要な措置をし、安全を確保しなければならない。

(委任)

第45条 この細則の施行について必要な事項は、主任技術者が定める。

(委託作業についての準用)

第46条 委託による作業については、この細則を準用する。この場合において、この細則中「工事」

又は「請負工事」とあるのは「委託」と、「施工」とあるのは「作業」と、「監督員」とあるのは「委託の担当職員」と、「請負人」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成15年11月14日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年11月30日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年9月25日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年8月12日から実施する。

附 則

この細則は、平成22年11月17日から実施する。

附 則

この細則は、平成23年11月28日から実施する。

附 則

この細則は、平成27年3月18日から実施する。

附 則

この細則は、平成29年3月17日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

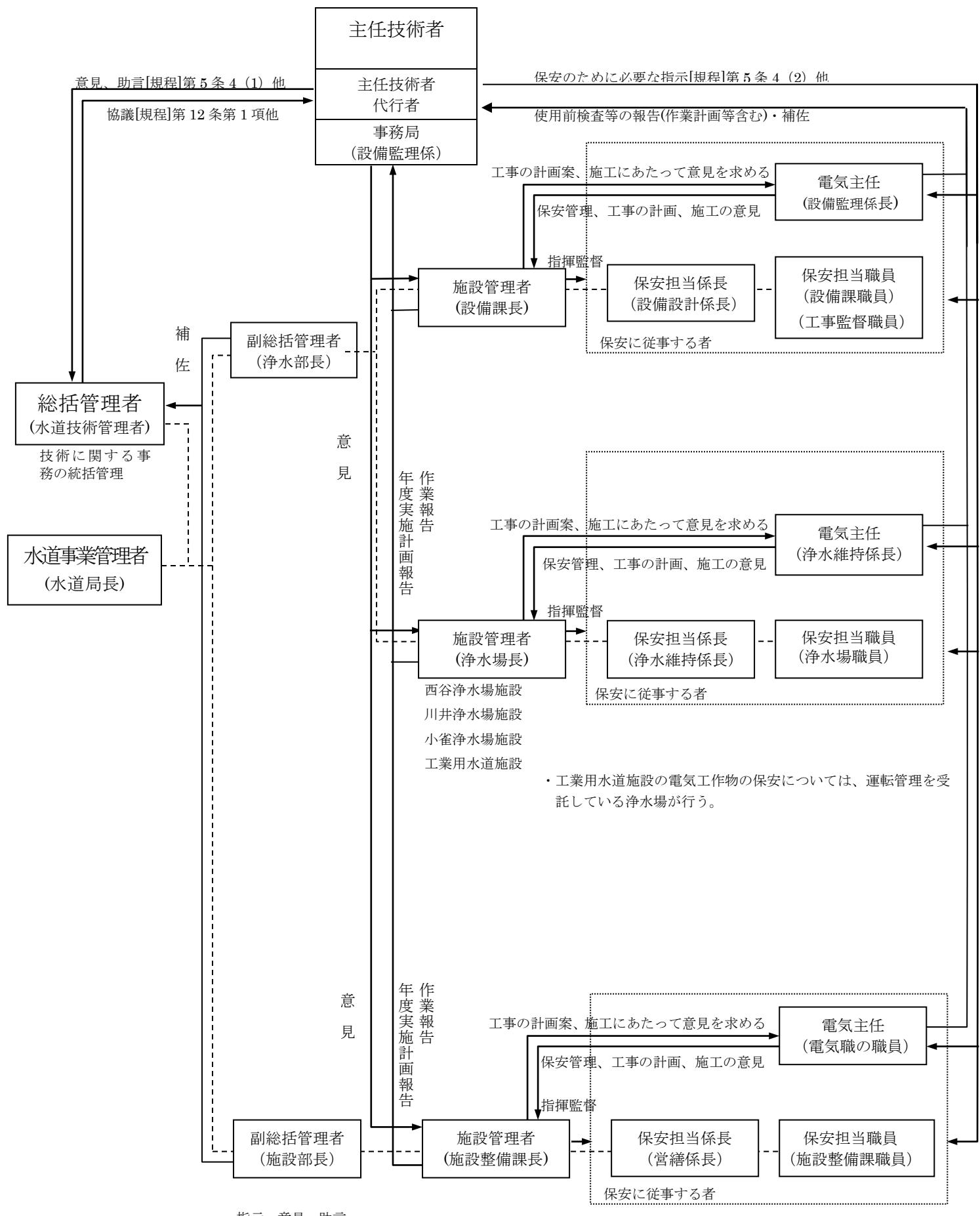
附 則

この細則は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から実施する。

横浜市水道局電気工作物保安管理運用組織図



— 指示、意見、助言
— 報告、調整、補佐

----- 職制系統ライン

作業安全チェックシート

作業内容 _____ 作業場所 _____

作業時間 年 月 日 時 分 ~ 時 分 作業責任者 _____

区分	チェック事項		チェック
計画	作業計画の承認		作業計画書を作成し電気主任の了承を得たか？
作業開始前	点呼及び打合せ	作業計画書を作成し施設管理者の承認を得たか？	
		作業責任者は作業者全員を集め点呼し、服装・健康状態の良好を確認したか？	
		作業責任者は作業者全員に作業計画に基づき作業目的、内容、手順、役割分担並びに安全対策等を説明し理解を図ったか？	
		作業責任者は、作業者全員に次の作業心得を説明し、理解を図ったか？	
		○作業開始から終了まで、作業責任者の指示に従い予定作業以外はしないこと。	
		○作業者のポケットには金属性のもの、その他一切入れておかないこと。	
		○定められた場所以外には立ち入らないこと。	
		○持場を離れる時は必ず作業責任者に連絡すること。	
		○作業中異常を発見した時は作業責任者に連絡すること。	
		○休憩は予め定められた場所以外では行わないこと。	
作業中	工具等の確認	作業に必要な工具、計測器等の種類、数量は良いか？	
	危険表示	作業範囲の危険表示、バリケード、ロープ等による作業区域表示は良いか？	
	環境	作業場所の環境測定（ガス漏れの有無）換気の状態等危険はないか？	
	連絡	関連各所への連絡をしたか、作業中の連絡手順は確保されているか？	
	電源遮断	作業範囲の電源遮断を行ったか？	
	確認	電源遮断後接地を落し、残留電荷を放電し、接地し、無電圧にしたか？	
	誤操作防止	遮断器等の誤操作等による投入防止の措置をしたか？	
	接 地	作業範囲の三相接地を容易に脱落しないように付けたか？	
	安全確認	安全担当者（作業者の中から1人選定）は作業範囲を常時巡回して安全を確認し作業責任者に巡回のつど状況報告しているか？	
	ルール違反	無断で持場を離れている者はいないか？ 不安定作業等危険作業をしてないか？ ヘルメット、帽子等をきちんと着用しているか？ 予定外作業を行っていないか？	
作業終了後	状態確認	故障表示等異常状態表示は出でないか？	
	終了報告	作業責任者は各持場の作業終了の報告を受けたか？	
	確認	作業責任者は作業範囲を巡回し作業終了の確認をしたか？	
		盤内、Trの上等に工具、ウェス等の置き忘れないか？	
		工具の種類、数は作業開始前と不足はないか？	
		作業者全員集合し点呼をし些細な事でも報告を受けたか？	
	誤操作措置復旧	遮断器等誤操作等による投入防止措置を復旧したか？	
	接地解除	三相接地を外したか？	
	絶縁確認	メガ一等により電線路の絶縁を確認したか？	
	連絡	復電開始の時刻を関連各所へ連絡したか？	
	復電作業	D接地を外したか？	
	受電状態確認	受電電圧、周波数は正常か？他に異常はないか？	
	運転状態確認	各負荷を運転し、正常状態を確認したか？	
	報告	作業報告書を作成し電気主任に報告したか？	
		作業報告書を作成し施設管理者に報告したか？	
特記事項			

作業計画書(第　回)

年　月　日

施設管理者

主任技術者

作業責任者 _____

横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則第16条に基づき関係書類を添えて申請します。

件名	
作業目的	

(添付書類)

- 1 作業内容・施工手順・要領等(図面・資料等添付し解りやすく簡潔に)
- 2 工程表
- 3 検査判定基準等
- 4 他工事等の調整事項
- 5 品質管理チェックシート
- 6 安全管理チェックシート
- 7 関係官庁等の許可・認可の写し

指示・連絡事項

[Large empty box for instructions and communication matters]

(注記)

- 1 自家用電気工作物に係る作業に適用する。
- 2 活線及び活線近接作業の場合は、必ず主任技術者の承諾を得て実施する。
- 3 上記2以外の作業であっても電気主任が必要と判断したものは主任技術者に承諾を得て実施する。

停電作業承諾願

年 月 日

施設管理者

電気主任

作業責任者 _____

横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則第19条に基づき関係書類を添えて申請します。

件名	
停電目的	
停電日時（予定）	年 月 日（　　） 時 分から 年 月 日（　　） 時 分まで
作業場所	
停電範囲	
安全対策	
作業工程	(別紙)
組織	(別紙)
その他	

事故報告書

年　月　日

施設管理者
主任技術者

所属 _____ 報告者 _____

横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則第40条に基づき報告します。

設備名	
事故種類	
発生個所	
発生日時	年　月　日() 時　分
仮復旧日時 (本復旧予定日時)	年　月　日() 時　分 (年　月　日() 時　分)
停電時間	時間　分
状況	
処置	
原因	
被害	波及事故(有、無)
対策等	

工事等電気使用許可申請書

年　月　日

施設管理者

申請者

横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則第43条に基づき申請します。

件　名	
使用場所	
使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
電気担当責任者	
用　途	
容　量	
使用方法	
備　考	

(注記)　この申請書は、2部提出してください。

工事等電気使用通知書

年　月　日

会社名
現場代理人

施設管理者

年　月　日に申請のありました工事等電気使用について、横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則第43条に基づき　許可・不許可　とします。

件　名	
使用場所	
使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
電気担当責任者 (申請書と同じ)	
用　途	
容　量	
許可条件 又は 不許可理由	<p>以下の条件で工事用電源の使用を許可します</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用工具等は事前に絶縁試験をして異常のないこと確認してください。 2. 電源の主幹には必ず漏電ブレーカーを使用して、動作確認をしてください。 3. 作業中に異常が発生した場合は直ちに担当者に連絡して、指示を受けてください。 4. 作業終了後は必ずブレーカーを切るか、コンセントから抜いてください。
備　考	

主な工事用使用器具一覧表（参考）

機器名	電圧 (V)	相 (φ)	容量 (kW)	台数 (台)	合計容量 (kW)	備考
負荷設備容量合計 (kW)						

安全確認チェックシート

工事・委託名等

請負人・受託者名

主任（監理）技術者・現場責任者名

電気主任名

確認項目	確認者	確認日
電気工作物保安規程に基づく事務手続きの確認		月 日
作業手順書等の受領後の安全確認 操作範囲及び手順の区分の確認	(電気主任)	月 日
	(事業者)	
作業手順書等の受領後の安全確認 作業手順書と実際の現場との整合及び作業の安全の確認	(電気主任)	月 日
	(事業者)	